

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成30年2月6日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700321 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700056 号

## 第 1 結論

昭和 52 年 1 月から昭和 55 年 6 月までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 1 月から昭和 55 年 6 月まで

私は、昭和 52 年 1 月初め頃、B 職業安定所の紹介により、A 社に入社したが、厚生年金保険の記録が確認できない。A 社にもっと長く勤務していたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録により、請求者の A 社における雇用保険の資格取得日は昭和 53 年 4 月 10 日、離職日は昭和 54 年 10 月 31 日であることが確認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿（適用事業所名簿）によると、A 社は、昭和 54 年 12 月 1 日より厚生年金保険の適用事業所として記録されており、日本年金機構は、同社が当該日より前に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないとしている。

また、A 社の代表取締役は、請求者の請求期間に係る賃金台帳、出勤簿及び社会保険の関連資料を保管していないと回答していることから、請求期間における請求者の厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者が A 社における同僚として姓を挙げた者及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 12 月 1 日から昭和 55 年 6 月までの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者の主張を裏付ける回答を得ることができない。

加えて、A 社に係る昭和 54 年 12 月 1 日から昭和 55 年 6 月までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、請求者の氏名はなく、当該期間における健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。